

会長	それでは、ただ今から令和元年度第1回三重県建築審査会を開催します。 委員の皆様のご協力をお願いします。 まず、本日の審議の公開について、議題の審議に入る前に事務局から説明をお願いします。
三重県 (事務局)	それでは、ご説明します。 報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」につきましては、氏名等の記載を省略し、個人か法人かを記載し、住所表記につきましても町名若しくは字名までとさせていただきますので、全面公開が可能と考えます。
会長	事務局から説明がありましたが、皆さんいかがでしょうか。 それでは、「審議会等の会議の公開に関する指針」及び「三重県建築審査会の公開に関する指針」に基づき、公開とします。続きまして、傍聴人及び報道記者について事務局から報告をお願いします。
三重県 (事務局)	報告させていただきます。傍聴者、報道記者ともございません。
会長	今回は傍聴者がおりませんので、このまま審議に入りたいと思います。それでは審議に入りますので、議事次第に基づいて進めていきます。つづきまして、報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明をお願いします。
三重県	<「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明>
会長	説明がありましたが、ご意見・ご質問などはありませんか。
委員	第43条第2項第2号による許可の省令3号該当の包括同意基準について、後退部分の寄付や地目変更が認められない場合とは、どのようなことが考えられるのですか。
三重県	さまざまな状況により、市町で寄付を受け付けてもらえない場合や法務局で公衆用道路への地目変更が認められない場合があります。 例えば、地目が畑であった場合、地目変更には農地転用等が必要とされていますが、農地転用には開発許可が必要とされる場合もあり、また第43条第2項第2号許可は開発許可と同時許可しているため、許可時点において地目変更をすることができないこともあります。
委員	寄付や地目変更が認められない場合に提出する誓約書はどのような内容ですか。
三重県	農地転用や道路整備を行い、登記が認められる状態になったら速やかに公

衆用道路への地目変更を行うという旨の誓約書です。

委員 ということは、最終的には公衆用道路となる理解でよろしいですね。

三重県 はい。

委員 関連して、第43条第2項第2号許可の道路状空地として扱うには、公衆用道路への地目変更を以て、交通上も安全上も有効であることが、担保されると解釈するのが一般的であると思っており、それが認められていない状態であれば、道路状空地として認めるべきではないと考えるのですが、いかがですか。

三重県 公衆用道路への地目変更等は後退部分に対する許可要件となります。ご質問の事例について、後退部分以外の通路部分は、赤道として公共の用に供する道であることを確認しています。

委員 理解しました。
道路状空地の境界は現地で表示をする決まりはありますか。

三重県 道路管理者の判断となります。

会長 誓約書というのは、地目変更がいつになるかわからない可能性があります。が、地目変更まで至らない場合はないのですか。
いつ頃確認を行うのですか。

三重県 工事状況等を見ながら、地目変更されるか確認しております。

会長 他によろしいでしょうか。
では、包括基準の報告について終了します。

これで本日の議題について予定通り終了しました。
以上で令和元年度第1回三重県建築審査会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。